

下野市特別の理由による任意予防接種費用助成について

骨髄移植手術などで免疫が消失し、接種済の定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された方が、それらの定期予防接種を再接種する場合、その費用を助成します。

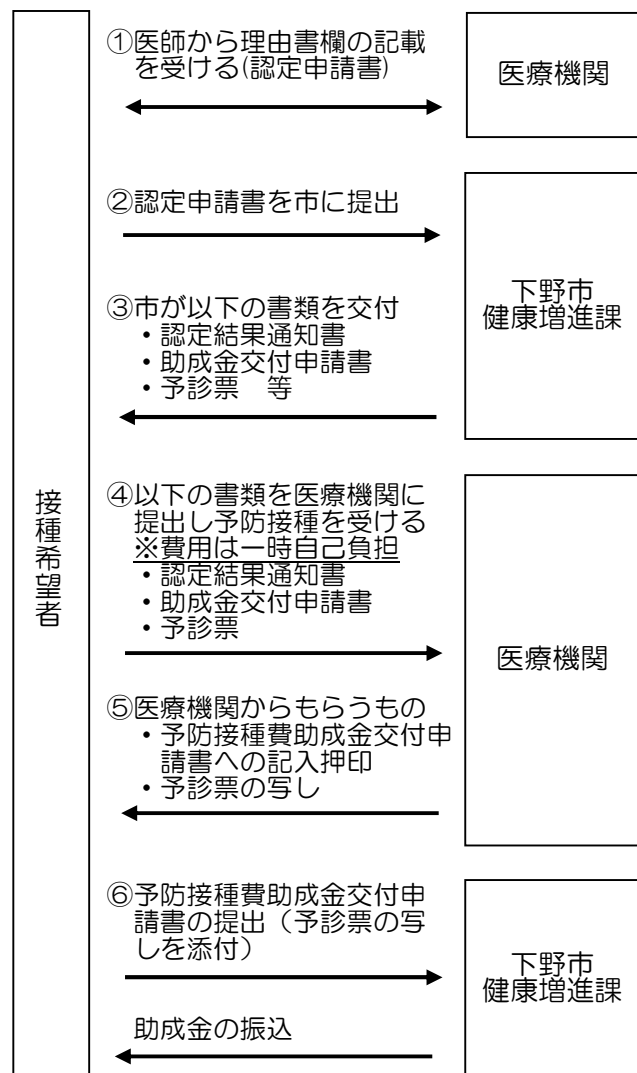
再接種は、20歳に達するまでに実施したものが対象（一部例外あり）となります。

再接種対象となる予防接種（次のすべての要件を満たす予防接種となります）

- ・平成30年4月1日以降に接種するものであること
- ・20歳に達するまで（20歳の誕生日の前日まで）に再接種したものであること
※一部の予防接種は年齢の上限あり（詳しくは裏面注意事項その1をご覧ください）
- ・予防接種法に規定するA類疾病に係るものであること
- ・使用ワクチンが、予防接種実施規則に規定するワクチンであること（詳しくは裏面注意事項その2をご覧ください）
- ・接種済の予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定により接種されているものであること（詳しくは裏面注意事項その3をご覧ください）

手続き

- ①「特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定申請書」を下野市健康増進課からあらかじめ入手し、医師の理由書欄の記入を受けてください。
- ②「特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定申請書」に必要事項を記入の上、下野市健康増進課へ提出して下さい。（郵送での申請も可能）
- ③「特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定結果通知書」、「特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書」、「予診票」等を交付します（郵送）。
- ④「特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定結果通知書」、「特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書」、「予診票」等を持参し予防接種を受けます。
- ⑤接種が済みましたら「特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書」の接種済票欄に医療機関の記入押印をもらい、予診票の写しをもらってください。
- ⑥「特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書」に必要事項（振込口座等）を記入し、予診票の写しを添付して下野市健康増進課へ接種日から1年以内に申請してください。（郵送での申請も可能）



※助成金の額は、市と小山地区医師会で契約している接種料金が上限になりますので、接種医療機関の定める料金によって自己負担が生じる可能性があります。

裏面もご確認ください

注意事項

その 1

予防接種法で定める特定疾病の予防接種のうち、長期療養特例のある疾病は、下記の年齢までとなります。

長期療養特例のある特定疾病（ワクチン名）	既定の年齢（上限）
四種混合 （百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ）	15 歳未満
五種混合 （百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ・ヒブ）	15 歳未満
結核（BCG）	4 歳未満
ヒブ感染症（Hib）	10 歳未満
小児用肺炎球菌	6 歳未満

その 2

小児時は五種混合、四種混合または三種混合を接種したが、移植後の再接種に二種混合を使用した場合は対象となります。また、小児時は生ポリオを使用したか、再接種時に不活化ポリオを使用した場合も対象となります。

その 3

当初の接種が定期接種として実施されているものであることが条件となります。当初接種時に定期接種ではなかったが、法改正等により再接種時に定期接種となっているワクチンは対象外となります。

下野市健康増進課 感染症対策グループ
〒329-0492 下野市笹原 26 番地
☎0285-32-8905